

## 第Ⅰ表（教）

立二小発 第 号  
令和 7 年 月 日

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立第二 小学校  
校長名 寺田 良太

印

## 令和 7 年度 特別支援教室の教育課程について（届）

学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき、特別支援教室による指導の教育課程を下記のとおりお届けします。

### 記

#### 1 特別支援教室の教育目標

「健康で明るい子」を育成するために、自身の特性を理解し、学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲や態度を育む。

「進んで学習する子」を育成するために、自分の考えや思いをもち、表現する手だてを理解し、実践できる力を育む。

「心豊かで思いやりのある子」を育成するために、自己肯定感を高め、自他ともに大切にする心情や態度を育む。

#### 2 教育目標を達成するための基本方針

- ・児童一人ひとりの障害の特性や心理検査結果を踏まえ、保護者や関係機関等との連携し、個別指導計画を作成する。
- ・児童の発達段階や状態に応じた指導時間を設定する。
- ・児童の実態に合わせて個別指導・小集団指導等の指導形態を工夫する。
- ・在籍学級や保護者と連携を図り、共通理解のもとに指導を行う。

#### 3 指導の重点

- ・自己評価する力を高めるために、児童の努力や進歩を認め、自己の変化に気付かせる指導を行う。
- ・学びやすい教材や教具を工夫し、児童の得意な面からアプローチする。
- ・安心できる時間や場所となるよう、児童の自信や意欲につながる指導を行う。

#### 4 その他の配慮事項

- ・在籍学級の授業観察を行い、学級における児童の実態把握を行う。
- ・在籍学級と児童について話し合い、指導の方向性を確認するとともに、個別指導計画を学期に一度見直す。
- ・児童の成果や課題について保護者と共通理解を図る。
- ・退級を目指した具体的な目標を設定し、担任や保護者と共有する。